

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>筑西市インターネット公売をご利用いただくには、以下の筑西市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。</p> <p>また、インターネット公売の手続などに関して、本ガイドラインと KSI 官公序オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。</p>	<p>筑西市インターネット公売をご利用いただくには、以下の筑西市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。</p> <p>また、インターネット公売の手續などに関して、本ガイドラインと KSI 官公序オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。</p>	
第 1 (略)	第 1 (略)	
第 2 公売参加申込みについて	第 2 公売参加申込みについて	
<p>入札に先立って、公売参加申込みを行ってください。公売参加申込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申込みが完了したログイン ID でのみ入札できます。</p>	<p>入札に先立って、公売参加申込みを行ってください。公売参加申込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申込みが完了したログイン ID でのみ入札できます。</p>	
1.・2. (略)	1.・2. (略)	

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>3. 公売保証金の納付について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公売保証金の納付方法</p> <p>公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、筑西市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、以下のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 銀行振込みなどによる納付</p> <p>銀行振込みなどで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行ってください。その後、筑西市ホームページから「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、筑西市に書留郵便にて送付してください。次に筑西市から公売参加仮申込みを行った公売参加者などに対し、公売参加者などが「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に</p>	<p>3. 公売保証金の納付について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公売保証金の納付方法</p> <p>公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、筑西市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、以下のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 銀行振込みなどによる納付</p> <p>銀行振込みなどで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行ってください。その後、筑西市ホームページから「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、筑西市に書留郵便にて送付してください。次に筑西市から公売参加仮申込みを行った公売参加者などに対し、公売参加者などが「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に</p>	

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>記入したメールアドレスに送信する電子メールにて公売保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込み、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付、郵便為替（ゆうちょ銀行が取扱う普通為替および定額小為替をいう。以下同じ。）による納付、または直接持参にて公売保証金を納付してください。</p> <p>* 銀行口座への振込みにより公売保証金を納付する場合は、筑西市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。</p> <p>* 原則として、入札開始2開庁日前までに筑西市が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。</p> <p><u>* 現金書留による送付または直接持参により公売保証金を納付する場合、現金で筑西市に納付してください。</u></p> <p>* 郵便為替により公売保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。</p> <p>* 銀行振込みの際の振込手数料や現金書留の郵</p>	<p>記入したメールアドレスに送信する電子メールにて公売保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込み、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付、郵便為替（ゆうちょ銀行が取扱う普通為替および定額小為替をいう。以下同じ。）による納付、または直接持参にて公売保証金を納付してください。</p> <p>* 銀行口座への振込みにより公売保証金を納付する場合は、筑西市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。</p> <p>* 原則として、入札開始2開庁日前までに筑西市が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。</p> <p><u>* 現金書留による送付または直接持参により公売保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手（水戸手形交換所管内のもので振出日から起算して8日を経過していないものに限る。）で筑西市に納付してください。</u></p> <p>* 郵便為替により公売保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。</p> <p>* 銀行振込みの際の振込手数料や現金書留の郵</p>	(変更)

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>送料などは公売参加者などの負担となります。</p> <p>*代理人に公売参加の手続をさせる場合、代理人は「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に公売参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記したうえで、代理人名で公売保証金を納付してください。</p> <p>*共同入札する場合は、仮申込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第3 セリ売形式で行うインターネット公売手続</p> <p>セリ売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。</p> <p>また、本章においては、「入札」はセリ売に係る買受けの申込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はセリ売期間を指します。</p>	<p>送料などは公売参加者などの負担となります。</p> <p>*代理人に公売参加の手続をさせる場合、代理人は「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に公売参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記したうえで、代理人名で公売保証金を納付してください。</p> <p>*共同入札する場合は、仮申込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第3 セリ売形式で行うインターネット公売手続</p> <p>セリ売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。</p> <p>また、本章においては、「入札」はセリ売に係る買受けの申込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はセリ売期間を指します。</p>	

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 買受代金の納付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 買受代金の納付方法 買受代金は次の方法で納付してください。 なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。 また、買受代金納付期限までに筑西市が納付を確認できることが必要です。</p> <p>ア. 筑西市の指定する口座へ銀行振込み。</p> <p>イ. 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）。</p> <p>ウ. 郵便為替による納付。</p> <p>*発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。</p> <p><u>エ. 現金を筑西市へ直接持参。</u></p>	<p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 買受代金の納付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 買受代金の納付方法 買受代金は次の方法で納付してください。 なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。 また、買受代金納付期限までに筑西市が納付を確認できることが必要です。</p> <p>ア. 筑西市の指定する口座へ銀行振込み。</p> <p>イ. 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）。</p> <p>ウ. 郵便為替による納付。</p> <p>*発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。</p> <p><u>エ. 現金もしくは銀行振出の小切手を筑西市へ直接持参。</u></p> <p><u>*銀行振出の小切手は、水戸手形交換所管内のもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。</u></p>	(変更)

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>第4 入札形式で行うインターネット公売手続</p> <p>本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 買受代金の納付</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 買受代金の納付方法</p> <p>買受代金は次の方法で納付してください。</p> <p>なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。</p> <p>また、買受代金納付期限までに筑西市が納付を確認できることが必要です。</p> <p>ア. 筑西市の指定する口座へ銀行振込み。</p> <p>イ. 現金書留による送付（金額が50万円以下の場合</p>	<p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>第4 入札形式で行うインターネット公売手続</p> <p>本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 買受代金の納付</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 買受代金の納付方法</p> <p>買受代金は次の方法で納付してください。</p> <p>なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。</p> <p>また、買受代金納付期限までに筑西市が納付を確認できることが必要です。</p> <p>ア. 筑西市の指定する口座へ銀行振込み。</p> <p>イ. 現金書留による送付（金額が50万円以下の場合</p>	

筑西市インターネット公売ガイドライン 新旧対照表

(下線部分は改定部分。)

新	旧	備考
<p>のみ)。</p> <p>ウ. 郵便為替による納付。</p> <p>*発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。</p> <p><u>エ. 現金を筑西市へ直接持参。</u></p>	<p>のみ)。</p> <p>ウ. 郵便為替による納付。</p> <p>*発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。</p> <p><u>エ. 現金もしくは銀行振出の小切手を筑西市へ直接持参。</u></p> <p><u>*銀行振出の小切手は、水戸手形交換所管内のもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。</u></p>	(変更)
(4) (略)	(4) (略)	
6. (略)	6. (略)	
第 5・第 6 (略)	第 5・第 6 (略)	